

15-16世紀シュターペルの動態分析に向けて：ケルンを中心とした史料論的概観(1)

田北, 廣道
九州大学経済学部：教授

<https://doi.org/10.15017/4362578>

出版情報：経済學研究. 66 (3), pp.245-261, 1999-12-31. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



KYUSHU UNIVERSITY

15-16世紀シュターベルの動態分析に向けて

—ケルンを中心とした史料論的概観(1)—*

田 北 廣 道

目 次

はじめに

I. シュターベル法令

- (1) 史料論的概観
- (2) 史料抄訳；1497年「新旧法令」と1476年「魚取引法令」

II. 皇帝・国王・諸侯の特権状

- (1) 史料論的概観
 - (2) 史料抄訳；1505年皇帝マクシミリアンによるシュターベル特権の追認文書
- III. 会談議事録・会談用「資料」
- (1) 史料論的概観
 - (2) 史料抄訳
 - ① 1472年ライン諸都市のシュターベル一覧
 - ② 1473年ケルン・ノイスク市当局者の鰯会談記録
 - ③ 1497年ライン選帝諸侯とケルン当局者のシュターベル会談議事録(以上、本号)

IV. 苦情(改善要求)書(以下、次号)

- (1) 史料論的概観
- (2) 史料抄訳；1489年ユリヒ大公宛のドルマーゲン流通税徵収所新設に関する苦情書

V. 事情聴取記録・証言録(調査報告)

- (1) 史料論的概観
- (2) 史料抄訳
 - ① 1497年「ノイスク苦情書」「ケルン事情聴取記録」
 - ② 1497年ケルンからライン選帝諸侯宛のシュターベル会談に関する補足説明
 - ③ 1490年ケルン市民の証言録

VI. 商品没収記録

- (1) 史料論的概観
- (2) 史料抄訳；1465/66、1470/71年ケルン市当局によるゲルデルン領民所有財の没収記録

む す び

文献目録(本号)

はじめに

1990年代から経済史学において歴史的な制度分析に対する関心が高まってきた。岡崎哲二氏は、新古典派経済学、マルクス経済学、D. C. ノースの制度の経済学の功罪を見きわめつつ歴史制度分析を提唱し、「株仲間」を素材にしてその方法的適用を試みており、また、社会経済史学会第68回大会の「取引制度の経済史」を標題に掲げたパネルディスカッションを組織して方法的有効性の検証をはかっている(岡崎 1999 a, b)。制度重視の点で西洋経済史も遅れてはいない。中世・近世史から代表例を二つ紹介しよう。一方は、中世市場史の領域において D. C. ノースらの取引費用論を援用し、費用節減と緊急の物資調達に応える制度として市場の普及を強調する所説がある(Epstein 1994 : Jones 1993 : 田北1997b)。もう一方は、「プロト工業化」論争において1990年代から登場した「第二世代」が目指す方向、すなわち1980年代の実証研究の積み上げによるメンデルス版とネオ・マルキスト版のテーゼへの鋭い批判とを踏まえつ

* 本論は、田北廣道編著『中・近世西欧における社会統合の諸相』九州大学出版会(印刷中)、所収の拙稿「中世後期ケルン空間の「市場」統合と制度」のI-(2)「伝来史料」に史料抄訳を加え、史料論の観点から敷衍して論じたものである。

つ、領主制的・共同体的な社会制度が工業化の経路に与えた影響を再吟味する方向である(田北 1997d)¹⁾。そして、それら社会制度のうち経済学・歴史学の双方から好んで選択される対象の一つにギルドがある。ただ、最近の論争の行方については別の機会に譲り、この場ではギルドの本質的な機能をめぐり諸説が入り乱れて、まさに百花繚乱ともいえる様相を呈していることを指摘しておきたい(Ogilvie 1997 : Epstein 1998 : Hickson/Thompson 1991)²⁾。すなわち、一方の極には「営業独占権に基づくレント追及」を主たる機能と考える古典学説が位置し、その対極には、A.スミス以来広く受容されてきた「独占」論の批判をつよく意識した「技術革新を通した独占レント追及」説、参入制限の設定を防衛コスト負担という財政的視点から理論化した「資本課税」説、構成員間の相互扶助を軸にした福祉説や信用供与説が提示されている。

ところで、この「新版ギルド論争」は、ともすれば理論に傾斜しすぎた憾みがあり、その意味から論争を確固たる実証基盤の上に据えるべ

(1) 1990年代後半にこれら「社会制度」をめぐる実証研究は大きく進展し、その成果は1996-98年に刊行された3論文集に集成されている(Ebeling/Mager 1997 : Leboutte 1996 : JbWG 1998)。それらに所収された業績から判断する限り、「第二世代」の旗振り人の一人、オギルビーが提示した次の説は正面から俎上に載せられている。すなわち、社会制度を国家の発展段階(絶対主義・初期ブルジョワ)の従属変数と捉えた上で、イギリス・低地諸邦については社会制度のいち早い解体と、それに代わる市場の自動調整機構の国家による支援下での十全な作動、およびそれら条件のもとに進む順調な工業化を、他方でその他大陸諸国については「社会制度」と絶対主義国家との緊密な共生関係の存続と、工業化の遅れと、を対比している(Ogilvie 1997 : オギルビーの制度理解の意義と限界は、田北 1997とKriedte et. al. 1998を参照せよ)。大陸部を対象とした実証研究は、むしろ「社会制度」の地域差を際立せつつ、工業化にとっての下支えとしての側面も照射してきている(Ebeling/Schmidt 1997 : Kiessling 1998 : 先駆的なH.シュルツの業績については、田北1987をみよ)。

きだと述べた、オギルビーの主張は十分傾聴に値する(Ogilvie 1997, 463-73)³⁾。彼女は、16-18世紀ヴュルテンベルク大公国の梳毛織物業地域の「黒森」を例にして模範を示そうとしている。もっとも、古典的な営業独占説に留まる彼女の所説をそのまま継承することはできないが、史料論に関する指摘は正確に的を射ている。すなわち、「規約・法令」のような規範史料に代わり、会計記録など現実に密着した史料を利用してギルド論を再構成する必要があるというのである。この厳密な史料批判と史料基盤の拡充に関する主張は、手工業史の分野で近年叫ばれている研究指針を忠実に踏襲したものとして注意を引く⁴⁾。

そして、オギルビーによる以上の警告は、本論で扱うシャーテーベルにもそのまま当てはまる。19世紀の自由主義的潮流の中で「自由に対する規制の体系」、あるいは「通過・販売・積替え」強制の体系と捉える見方が形成され、その後広く受容されてきたが(林 1997, 161-8 : 諸田 1960)，まさにこの通説が立脚する史料こそが、皇帝・国王と諸侯の発給・追認になる「特

(2) 筆者は、ギルドの担う様々な経済機能のなかから消去法により単一機能に絞り込む、その方法もふくめ、最近の経済学による新解釈には懷疑的である。中世盛期以来数世紀にわたり存続したギルドは、その間大きな機能変化を遂げたと考えられるからである(田北 1997a)。

(3) オギルビーは、それと並んで手工業だけでなく「経済局面」全般の下降までもギルドの存在に帰す、これまでしばしば採られてきた「還元論」にも厳しい批判を浴びせている。つまり、ギルド以外に人口動態・政治状況を含め複合的な要因を視野に收めながら再検討すべきだというのである。ちなみに、岡崎 1999aは株仲間の存否と物価変動との間に強い因果関連を指摘しており、その種の還元論に囚われている印象を免れない。

(4) 西欧学界は、史料批判の厳密化と史料基盤の拡充、多面的な考察、職種的な類型区分、地域的な接近、という4指針に沿って動的なギルド像を追究している(田北 1997a, 1-8)。

権・法令」といった法制的な規範史料に他ならなかつた。したがつて、生まれながらに「進歩に対する阻害要因」のレッテルを貼られ、その史料基盤に規範史料が据えられた点でシュターペルの辿つた運命は、ギルドのそれに似ている。

もちろん、そのような通説に批判的な立場もあつた。1930年代に発表されたゲンネンヴァインやクスケの古典的な著書・論考は、その種の一面化に初めから警鐘を鳴らしていた(Gönnenwein 1939 : Kuske 1937, 1939)。「17世紀までドイツ全体に共通のシュターペル概念はない」(Gönnenwein 1939, 234)との認識から出発し、一度限りの特権発給によって定着する性質の制度と捉えずに、時代によって強化されたり緩和されたりし、かつまた「必需品確保、検査・規格化、積替え」の複合的政策のその内部で重心移動をとげる「動的な制度」と見なしていたからである(詳細は、田北1998/99を参照)。「ドイツ最古のシュターペル地」ケルンの中世に関して古典学説は、次の3局面を区別している。「13世紀を通じてシュターペルの要求はゆっくりとしか実現されなかつた」、「14世紀半ばまでシュターペル法はもはや使用されていなかつたようだ」、「15世紀にシュターペルは法的・経済的完成に達した」(Gönnenwein 1939, 21, 97, 98)。そのような動的な制度としてシュターペルを再構成するために不可欠な史料的基礎に、検討を加えたいのである。

なお、この作業自体、制度を利害関係集団間のゲーム・ルールとみなし、そのような制度に支えられて初めて機能する経済のあり方や、社会経済的な構造転換に伴う制度変化を追究する研究計画の一部をなすことを確認しておきたい(田北 1997b, c)。このような史料論的な検討を通じて、通説の一面性はもちろん、1970年代以

降に登場した新学説——中・近世西欧の商業・交通においてシュターペルを含む多様な商業規制はほとんど実害を与えたとして「法と現実の乖離」を強調する所説(Henning 1971, 1991, 128-32 : Kirchgässner 1979, 99)，あるいはシュターペルをケルンの強大な経済的影響力の従属変数と捉え「競争相手に対する牽制手段」とする所説(Militzer 1985)——とは、ひと味違つた世界を浮き彫りに出さると考えるからである。

* * *

本論で利用する15世紀—16世紀初頭ケルン・ノイスクスケ間のシュターペル抗争関係の史料は、次頁の表に明らかなように種類も点数も多く、質量両面から群を抜いた水準にある。あるいは、より広く中世ケルン・シュターペル関係の伝来史料全体を見渡した場合にも、その「縮図」の感さえ呈している。以下、主要な類型の史料を概観してみよう(典拠は特記しない限り、別表による)。

I. シュターペル法令

(1) 史料論的概観

シュターペル研究に不可欠な基本史料だが伝来点数は少なく、1497年10月に微修正を施した「新法令」とそれ以前の旧法令の2点に留まる。このうち「新法令」は、W. シュタイン編の行政・制度関係文書集にすでに収められているが、B. クスケはその誤りを正して別途刊行すると同時に、「新・旧法令」の対照表も中世ケルン商業・交通史関係の史料集に載せている。

ところで、この「新・旧法令」に時代的に先行し、それらの原型となったシュターペル法令の存否について、正確なところは分からぬ。

表 15世紀-16世紀初頭ケルン・ノイス間シュターペル抗争関係の主要史料一覧

- 1) 1448年ノイス商人によるケルンを仕向地とする家畜の買占めへの苦情；往復書簡 (K-I, 431-2)
- 2) 1465/66年, 1470/71年ゲルデルン商業抗争期のケルン当局による制裁；ライン封鎖・ゲルデルン領民所有の財の没収 (K-II, 162-78, 232-46)
- 3) 1472年3月ケルン市当局からレントマイスター宛の書簡；マインツ・シュターペルをめぐるマインツ・プファルツ選帝諸侯・評議会の会議への出席を指示「シュターペル再建の意思」(K-II, 276-7)
- 4) 1472年ライン諸都市(特にマインツ)のシュターペル一覧；ケルン関係の2項目 (K-II, 274-87)
- 5) 1473年ケルン・ノイス市当局者間の鯨シュターペルをめぐる会談；会議録 (K-II, 295)
- 6) 1474/75年「ノイス戦争」；ケルンの莫大な財政支援と財政破綻。1475/94年皇帝フリートリヒ3世によるケルン流通税徴収特權の発給 (John 1889, 59-60)
- 7) 1476年ケルン魚取引所法令；取引所への取引集中, 3日間の販売強制, 現金払いの原則 (K-II, 369-79)
- 8) 1480年5月ケルンからドルトレヒト・ツィルクゼー宛の書簡；アントウェルペン大市での鯨の塩漬け・樽詰めをめぐる会議開催の提案 (K-II, 408)
- 9) 1480年6月ケルン市参事会員からケルン宛の書簡；アントウェルペン会議でアントウェルペン・ツィルクゼーの代表者からの「新法令草案の作成と世襲大公マキシミリアンへの追認要請」の提案 (K-II, 408)
- 10) 1480年10月ケルン, アントウェルペン, ドルトレヒト, ツィルクゼーの作成した鯨樽詰め・塩漬けに関する法令の草案 (K-II, 432-3)
- 11) 1481年7月ブルグンド大公がホラント, ゼーラント, フリースラントに発布した鯨法令 (HUB-X, 570-2)
- 12) 1481年8月ケルンからコブレンツ, トリア, メッツ, ピンゲン, マインツ, ヴォルムス, シュパイエル, フランクフルト, ニュルンベルク, シュトラスブルク宛の書簡；新鯨法令の発布の通知 (K-II, 446)
- 13) 1481年9月ニュルンベルクからケルン宛の書簡；新鯨法令の通知に謝意 (K-II, 446)
- 14) 1489年5月ユリヒ・ベルク大公によるドルマーゲン流通税徴収の試み；ケルン当局から大公宛の苦情書 (K-II, 572-3)
- 15) 1490年3月ケルン市民のシュターペル違反に関する証言録 (K-II, 590-1)
- 16) 1490年12月ケルン法律顧問官ゴルトベルクのシュターペル迂回に関する証言録 (K-II, 598-600)
- 17) 1497年シュターペル法令；法令 (Stein-II, 654-6) (K-II, 732-5)
- 18) 1497年10月「新旧法令」の対照表；法令 (K-II, 735-7)
- 19) 1497年10月ケルン都市役人によるノイス船主への強硬措置に対する苦情書 (K-II, 737-8)
- 20) 1497年10月10日ケルン市当局のノイス苦情書に関する事情聴取記録 (K-II, 738-40)
- 21) 1497年10月17・18日ケルン当局者とライン選帝諸侯の評議会員のシュターペル会談；2種類の会議記録, 「速記録」(K-II, 740-9)と「要旨」(K-II, 749-50)
- 22) 1497年11月「シュターペル会談」で積み残した問題への回答；ケルン当局からライン選帝諸侯宛の書簡 (K-II, 753-7)
- 23) 1505年国王マクシミリアンによるシュターペル法の追認；皇帝特權 (Gönnenwein 1939, 423)
- 24) 1541年鉄シュターペルを迂回した商人の召喚・事情聴取；市参事会議事録 (Groten-V, 42)
- 25) 1545年ライン選帝諸侯の評議会によるケルン宛の書簡, シュターペルへの不満と今後の対応について；市参事会議事録 (Groten-V, 270)

[註] 詳細な史料一覧は, 田北 2000, 所収の表-1, 2を参照願いたい。

クスケはこの問題に何も言及していないし、ゲンネンヴァインは、前書を除き全5条と条項数も少なく内容も手薄なことから、既存法令の編纂説には懷疑的である。確かに、同じ時期に鱈シュターペルに関して伝来する諸史料と比較したとき、全5条はいかにも少ない。以下に取り上げる1476年ケルン魚取引法令(以下、「魚法令」と略す)は33条、1480年10月ケルン、アントウェルペン、ドルトレヒト、ツイルクゼーの4都市が作成し翌年7月ブルグンド大公から追認を受けた鱈法令も7-10条、1495年6月国王マクシミリアンから追認を受けた鱈条例は33条(K-II, 697-702)を、それぞれ数えているからである。ゲンネンヴァインは、既存法令の編纂というよりは、むしろ15世紀初頭から食料品・石材・木材・金属などの商品を対象に発布されてきた取引関係の法令の延長線上に「新・旧法令」を位置づけて考えている(Gönnenwein 1939, 98-101)。筆者は、1497年10月の「新法令」と1476年「魚法令」との比較検討から、内容・文言の大きな重なり合いを発見した。「新法令」は、1476年「魚法令」を下敷きにして作成されているのである。双方の前書、「新法令」の第1条と「魚法令」の第11条、以下同じく第2・3条と第12条、第4条と第15条、第5条と第16条が広く重複するが、それは以下(2)の史料抄訳-Iに載せているので参考願いたい。ただ、第3条は第12条後半部をもとに作成されたと考えられるが、財の没収とその販売代金の都市会計への繰り入れ、あるいは罰則における市民・余所者の区別と罰則強化の2点で食い違いが目立ち、今後の検討が必要なことを明記しておく。

次に、その内容に目を移そう。とくに、この「新法令」は旧法令の修正と市門わきへの掲示を理由として、後述のようにノイス「抗争」を

激化させる直接のきっかけとなったからである。

第1条は、「塩や他の財」のシュターペルへの供給と積替え義務に關係している。旧法令に載せられた文言、「塩や他のヴェントグート(湿気を帯びやすく傷みやすい商品、特に塩、乳製品、油、蜂蜜)」から「ヴェントグート」を削除して、対象品目を大幅に拡大したとして物議を醸した条項に当たる。1497年10月17・18の両日オーベル・ウェーゼルで開催された「シュターペル会談」の席上マインツ大司教の官房(尚書)官ペファーとケルン市長ヴェーゼルの間で交わされた質疑応答を一瞥しよう(抄訳III-③-13/14)。ケルン市長は「その一覧に『ヴェントグート』以外の若干の財を載せている理由は分からぬ」(K-II, 746)と回答したが、この会談に都市文書作成の責任者である首席公証人が同席していたにもかかわらず、この答弁がおこなわれたことに注目したい。そして、この問題にケルン市当局が最終的な回答を寄せたのが、1497年11月14日付けのライン選帝諸侯宛の書簡においてである。その第4項は、誰が見ても理解できる印象的な表現を載せたにすぎず、その意味から『ヴェントグート』が挙げられていると述べている(抄訳V-②)。ただ、史料の系譜を辿つて考える限り、それもかなり無理な説明だと言わざるをえない。そもそも「新法令」第1条の下敷きとなった1476年「魚法令」第11条には「塩や他の財」と書かれており、この点で何ら修正は加えられていない。

以上の簡単な検討から2つの教訓がえられる。第一にケルン市長・首席公証人は、問題が発生した場合、過去の文書にまで遡及して解答を探すよりは、むしろその場の状況に応じて便宜的な解釈を施している。現代人の目にも我田引水的と映る以上の説明は、必ずしも「シュターペル」ではない。

「ペル会談」参加者の支持を得られなかつたが、公式の場において口頭で、あるいは書面で行われた事実こそが、史料論的には重要である⁵⁾。第二に1476年「魚法令」の焼き直しに過ぎない「新法令」が利害関係者である諸侯・都市から頑強な反発を浴びた事実は、「新法令」と市当局発布の様々な取引法令とを同一線上で横並びに考えるゲンネンヴァインの所説に疑問を投げかける。すなわち、都市内に主眼を置いた「法令」も、ひとたび市当局の規制力の直接及ばない都市外に向けられるとき、利害当事者からの了解が不可欠となり、おのずと異なった質を受け取ることになるが、ゲンネンヴァインはこの点を看過している。したがつて、個々の文書の字句・文言の解釈や文書間の整合性の追究に終始することなく、同時代人の世界の中に位置づけ、しかも多様な類型の史料を駆使して複眼的に問題を扱うこと、これが史料論をテーマに掲げる本稿の主張の一つである。

第2条以下は簡単に済まそう。第2－5条はそれぞれ、ケルンを仕向地とする財の途中販売・積替え禁止、積込地への返送処分を受けた財の途中販売禁止、都市外での先買禁止、ケルン市当局に誓約した運搬人・荷役夫の使用義務に関わっており、市民に対する罰則として市民権没収・営業停止処分が付け加わった以外は1476年「魚法令」の条項と重なることを再確認

5) ライン選帝諸侯は、1497年10月「シュターペル会談」の直後にケルン市当局宛に書簡を送り、ケルン市長が行った答弁に不満の意を伝えている(K-II, 753)。ちなみに、この種の奉賄付会的な史料解釈は、ケルン近隣の中小都市にも知られており、この時期決して例外とは片づけられない。一例を紹介しよう。1488年ジークブルクの都市領主である修道院長は、都市基本法の性格を持つ「罰則簿」に謳われた「営業自由の原則」に抵触する形で皮鞣工にツンフト規約を発給して市民から強い反発を浴びたが、その際に修道院長は当該条文を「一人一職」と読み替えている(史料も含め、田北 1997a, 194-5を参照せよ)。

しておきたい。史料類型に囚われるあまり、最初から「シュターペル法令」のレッテルを貼つてはならないのである。むしろ、1497年10月に1476年「魚法令」から抜粋して「新法令」が作成され、市門わきに掲示された意味こそが問われねばならない⁶⁾。

(2) 史料抄訳；1497年「新旧法令」と1476年「魚取引法令」

[註]、「新法令」の標題は「これはケルン市参事会が掲示させた一覧表の写しである」となっている。なお、「新法令」での削除部は、カッコ〈〉で表示している。

前書、1497年「新法令」、「我らの市参事会は次のことを聞き及んだ。共同体全体の利益のために決定・発布された制定法・法令——従つて、新たに定められたものではなく、古き良き慣習として維持されてきた——には、このところ違反が頻発して、そのためにシュターペルが崩壊し、都市のアクチーゼは減少し、共同体全体の利益が大いに損なわれたと。そのような不法な事態の再発を妨げるために、我らの市参事会は、古くから行われ維持されてきた後記の諸点(条項)を更新し、下記の罰則・罰金のもとに、その遵守を徹底することを決定した。我らの市参事会は、内外の商人と運搬人に彼らの(不正行為に伴う)損害発生

史料の文言・字句の解釈幅は、現代人が考えている以上に大きかったのである。

6) 著者は2000年論文において、この問題に次の解答を与えておいた。「塩漬け魚」の取引拠点としてケルンは、1470年頃を境に生産地・消費地間の関係調整者の機能を大きく拡充してきたが、1490年代前半に不良品取引の横行に直面して新たな対応を迫られた。「検査・規格化」政策の実を擧げるべく採用された措置の一つが、1497年「新法令」の発布と市門わきへの掲示であり、同時にこの時期独自の検査制度を敷き、積替え地機能の拡充を狙うノイスに対する取り締まりの強化もはかった。

を避けるよう警告を発する」(K-II, 733)

1476年「魚法令」、「我らの市参事会は次のことを聞き及んだ。魚市場とそれに関する制定法や共同体全体のための法令が、このところ遵守されていず、それによってケルンのシュターペルは崩壊し、都市のアクチーゼは減少し、共同体の利益は大いに損なわれたと。しかも、そのような損害は時とともに増加しているので(市参事会は法令を発布して)警告を発する」(Ebenda. 369)

第1条、1497年「新法令」、「塩や他の〈ヴェントグート (湿気を含み易く傷みやすい)〉財をもって余所者商人・運搬人が上流に向け陸路・水路経由で都市ケルンに来て、市内でその財を、古くからの慣習に反してシュターペルにもたらさないか、積替えを行わなわないか、あるいは税を支払わずに通過した場合、彼らが再度ケルンに来たとき、起重機係は搬入・搬出を行なってはならず、また運搬人と荷役夫は運搬と作業の手伝いをしてはならず、また我らの市民・住民の誰も、そのような商人・運搬人と共同商業を営んではならず、さらにケルン内で彼らの財を上流・下流に向けて荷積みさせてはならない (違反に対する罰則、財没収ないし罰金100グルデン)」(Ebenda. 733)

1476年「魚法令」第11条、「(ケルンより)下流から塩や他の財を持ってきた余所者商人と運搬人のうち、それらの財を古くからの慣習に反して、我らの都市内でシュターペルにもたらさず、積替えを行わなず、またアクチーゼ不払いのまま、水路・陸路経由で上流に向かい、その後(帰路に)ケルンに再び立ち寄る場合、起重機係は荷物の巻き上げと荷下ろしを行ってはならず、また運搬人も運搬と作

業に当たってはならない(違反に対する罰則、財没収ないし罰金100グルデン)」(Ebenda. 372)

第2条、1497年「新法令」、「次のことが(共同体全体の)利益に適う。どこかの地方で、大型・小型を問わず荷車に荷積みされたとき、古くからの慣習に従い、荷車に積んだまま(分割せずに)ケルン・シュターペルにもたらすべし。どこかケルンまでの途中の場所で(販売したり), 荷下ろししたりしてはならない。〈もし、どこか余所の場所で販売したり荷下ろししたりして、荷車で分割しないままケルン・シュターペルに届かないとき、そのような財についてはケルン内搬入や販売は許されず、仲介人に供給されたり、また荷役夫に担がれたりしてはならず、むしろ財の積込地に返送すべし。市長は、取引所長官に証書発行の許可を与えてはならないし〉、委託商は自分の経営のためにそのような財を受け取ってはならない。違反には罰金50マルクに処す。起重機係、荷役夫、運搬人は、そのような財を積み下ししたり、作業したり、運んだりしてはならない。それに違反した者は、そのつど前述の罰金に処す。〈万一、その罰金を支払わない場合には、3ヶ月間市門に水とパンだけを与えて投獄する〉」(Ebenda. 733-4)

1476年「魚法令」第12条、「どこかの地方で荷車に積み込まれた財はすべて、古くからの慣習にあるとおり、途中の場所で販売したり積替えたりせず、従って分割せずに我らの都市のシュターペルにもたらすべし。この規定に反して、途中で売買に付され、あるいは積替えられ、分割せずにケルン・シュターペルに供されなかつた財については、都市内への搬入を許さず、取引を禁止し、仲介人への

供給も認めず、さらに荷役夫の使用も許さないこととする」(Ebenda. 372-3)

第3条、1497年「新法令」、「積込地への返送を指示された財を、その場所に運ばず、途中の都市や場所で積替えて再度ケルンにもたらした場合、我らの市参事会に財を没収し、都市会計局の収入に組み入れることとする。それを行ったのが市民の場合、容赦なく財を没収し、また市民権を失うものとする。他方、それが余所者の場合、上記の通り財を失い、同時に今後一定期間にわたりケルン内で取引を営めないこととする。また、市民・住民は、そのような余所者との間に共同商業を営んではならない。万一、こうした事態が発覚したとき、それら市民・住民は容赦なく市民権を失うものとする」(Ebenda. 734)

1476年「魚法令」第12条、「積込地への返送を指示された財については、市長とレントマイスターは（市内における取引の）許可を与えてはならず、魚取引所長官は（品質の適正を示す）証明書を発行してはならず、委託商はそのような財を受け取ってはならない。それに違反した委託商は、営業停止処分とし罰金50マルクを科すこととする」(Ebenda. 373)

第4条、1497年「新法令」、「市民・住民は誰も、ケルン内にもたらされるべく荷積みされ路程途上にある財を、余所者から途中で購入したり、自分のためにする第三者を使って貯蔵させたり、ケルン内外で不法な仕方で隠匿したりしてはならず、財を商人の商業旅行を通じて自由にケルン内のシュターペルにもたらすべし。これに違反する者は、途中で購入した財を失い、さらに3ヶ月の間水とパンだけを与えられて、容赦なく市門に投獄されるもの

とする」(Ebenda. 734)

1476年「魚法令」第15条、「（市民・住民）あるいは他の誰も、我らの都市にもたらされるべく荷積みされ路程途上にある財を、途中で購入したり、自分のためにする第三者を使って購入させたり、貯蔵させたり、隠匿させてしまうはならず、むしろ、あらゆる財を商人の商業旅行を通じて自由に（先買はずに）我らの都市内のシュターペルに供するべし（罰則は財の没収と、3ヶ月間水とパンだけで市門投獄）」(Ebenda. 373)

第5条、1497年「新法令」、「我らの市参事会に次の情報が寄せられた。多数の市民・余所者の商人・運搬人は、ケルンに投錨・係留後に彼らの携えるアクチーゼ支払い義務ある財を、昼夜を問わず、誓約した荷役夫を使わず、他の船に積替え、港に荷揚げして他の財と紛らわせ、都市のアクチーゼを回避し損害を与えていた。それは不法であり厳罰に値するので我らの市参事会は、市民・余所者の商人・運搬人に命令し、そのような取引を仲介する者に警告を与えた。すなわち、ケルンにもたらされる財は、他の者でなく誓約した荷役夫を使って昼間に搬入すべしと。これに違反し、都市アクチーゼを迂回した者は、持ち込んだ財を都市に没収され、それを行うか帮助した者は、参審人判決により容赦なく裁かれることとする」(Ebenda. 734-5)

1476年「魚法令」第16条、「我らの市参事会のもとに次の情報が寄せられた。多数の商人・運搬人は、余所者・市民を問わず、ケルンに投錨・係留後、彼らの携える財のうちアクチーゼ支払い義務のある財を、昼夜となく、誓約した荷役夫の立ち会いなしに他の舟へ積替えたり、港近くで他の財と紛らせたりして、

都市のアクチーゼを迂回し損失を与えてい
る。この状況は不法で厳罰に値するので我ら
の市参事会は、余所者・市民の商人・運搬人
にたいしてそのような不正行為を回避するた
めに、次のように命令し警告を発した。彼ら
が運ぶ財を、昼間に誓約した荷役夫の手を経
ずに作業しないようにと(罰則は参審人判決
による)」(Ebenda. 374)

II. 皇帝・国王・諸侯の特権文書

(1) 史料論的概観

これも標準的史料だが、本稿の扱う時代では
1505年皇帝マクシミリアン発給の「積替え」強
制をめぐる特権状ただ一点である。この史料は、
1497年10月を頂点として闘われたノイスとの
シュターペル抗争に一応の決着をつけたもの
で、ゲンネンヴァインの著書に一部刊行がある。
なお、この種の特権は、12世紀後半フランドル
商人との間に発生したライン河の航行自由をめ
ぐる抗争と1180年ケルン大司教による仲裁裁定
まで遡及可能だといわれる(田北 1998/99-(1),
8-9を参照)。その後、1259年ケルン大司教によ
るシュターペル特権の追認、あるいは1349、55
年の国王による都市の既得特権の追認など様々
な機会を捉えて更新されており、15世紀の抗争
においてケルン市当局は行為の正当性を主張す
る際に「古い慣習・自由・特権」(K-II, 124)
としていつも引き合いに出している。

ところで、1505年皇帝特権は、抄訳 II に見
えるように、ケルンに対し低地諸邦・上部ドイ
ツの船双方につき「シュターペル・積替え法」
の永久行使を許可している。しかし、クスケが
指摘するように、元来ケルンで「積替え」法は
つよく強制されず、実効性のほどは疑わしい。

事実、1545年ケルン市当局は、ライン選帝諸侯
からの苦情を受けて皇帝との関係調整に苦慮し
ている。特権状は「抗争」解決のための切り札
にはならないのである。その意味からケルン市
当局が1497年11月付けのライン選帝諸侯宛の書
簡の第5項において、法令・制定法を遵守させ
徹底させる方法こそが肝要と述べたのも(抄訳
V-②)，けだし当然といわねばならない。シュ
ターペルの動的分析のためには、これら法令・
特権文書から史料基盤を大きく拡大することが
不可欠なのである。

(2) 史料抄訳；1505年皇帝マクシミリアン 1世によるシュターペル特権の追認

「ケルンの思慮深き者たち(当局者)は、都
市ケルンのそばと前面のライン河のシュターペ
ル・積替え法を永久に維持し行使すべきであり、
何者からも妨害されないこととする。低地諸邦
の船も上部ドイツの船も、船の形に関わりなく、
何らかの種類の商品・財を積んでケルンのそば
を通過してはならないのである。彼らは、まず
もってこれらの商品をケルン・シュターペルに
もたらすべきであり、財・商品を下ろして、別
の船に積替えさせること」(Gönnenwein 1939,
423)

III. 会談議事録・会談用「資料」

(1) 史料論的概観

これらは、その時々のシュターペルに関わる
問題の所在、当事者の意識、あるいは利害当事
者間での合意・妥協形成の仕組みについて貴重
な情報を含んでおり、シュターペル研究に際し
第一級の史料となる。主要な4史料を紹介し
よう。

①1472年「ライン諸都市のシュターペル一覧」は、マインツにおいて開催されたライン選帝諸侯とマインツ市当局の会談のために準備された資料である。その内容の大半は都市マインツに関わるが、ケルン、シュトラスブルク、シュパイエル、ドルトレヒトの4都市の状況を各市当局による実情報告の形で載せており、各都市の直面する課題を読みとることができる。そのうち都市ケルンに関係するのは2項目だけだが、同年3月ケルン市当局は情報収集のためにレントマイスターに会談出席を促し、懸案の「都市特権・自由にもとづくシュターペル再建」(K-II, 276)に向けて並々ならぬ熱意を傾けていただけに、その内容は注意を引く(抄訳III-①を参照)⁷⁾。

第一の項目は、余所者同士の葡萄酒取引を禁止した「ガスト・レヒト」、ノイスでの荷車から船への「積替え」禁止、および荷物の積み下ろしに不可欠な起重機や商品の検査、徴税、販売、貯蔵に利用される取引所などのシュターペル関連施設に言及する。それは、この時点でケルン市当局がシュターペル法のもとに理解していた内容を示していると思えるが、通説の主張とは違って、商人の出自と商品種を問わない「通過・販売・積替え」の強制体系など問題ともされていないことに注目したい。第二の項目は、低地諸邦の財を積んだ荷車と上部ドイツの葡萄酒を積んだ船の遭遇地として、ノイスにおける「積替え」地機能の拡大を「シュターペル設定の試み」と非難している。

②1473年ケルン・ノイス間の鯨シュターペルをめぐる会談の記録は、ノイス市長・市参事会

員3名が直接ケルンを訪問して市参事会員と「鯨をノイスで積替え、そこから船で運ぶこと」をめぐり協議した内容を載せている(抄訳III-②)。ケルン市参事会は「積替え」違反時の鯨返送処分の原則を確認した上で、「ノイス市参事会と両都市の友好のために」ノイス側の要請を受け入れると回答した。すなわち、「ノイスの船主は、都市ケルンの法に違反して(積替えを)行ったと知らなかつたので、今回は鯨を(そのまま運送することを)許可くださいますよう」という願いを聞き入れたのである。

したがって、シュターペルの運用はかなり柔軟に行われており、「目こぼし」も決して例外ではなかった。上の場合、市当局の判断に基づき免責処分が決められているが、一般には現場で取り締まりに当たる都市役人の裁量権が意外に大きかったようである。この点は、1497年10月ノイス市当局の苦情を受けてケルン市当局が起重機係相手に行った事情聴取記録からも読みとれる(抄訳V-①)。第1項では、市当局に誓約した荷役夫・運搬人の使用義務に反した陸揚げに対する起重機係の目こぼしが、そして第9項では市参事会の同意のない蟻の返送措置が、それぞれ挙げられている。

ディルルマイアーは、15世紀ライン河沿いの流通税徴収所の乱立と税率強化がライン商業・交通の後退因と見なす通説を俎上に載せたが、その際に自説の論拠の一つに挙げられたのが運用上の緩和措置——徴税単位のツォルフダーと量目単位のフダーの換算率の変更、あるいは徴税官・運搬人の対面交渉による税率軽減——に他ならなかつた(Dirlmeier 1987, 28-30)。それと同じことは、シュターペルでも行われていたのである。シュターペルの適切な運用のためには、上は皇帝・国王・諸侯の特権発給から、中

7) 1472年4月のレントマイスターからマインツの取引所長官宛の書簡によれば、情報伝達の遅れから会談参加は実現しなかつた(K-II, 277)。

間では利害当事者の諸侯・都市の合意を経て、下では都市当局の姿勢や現場統括者である都市役人の取り締まりまで、ひとそろい必要だったのである(本論の「むすび」に掲げた概念図参照)。既述のように、1497年10月ケルン市当局が「新法令」を市門わきに掲示して周知徹底をはかったのも、このような状況もふまえてのことだったのである。

③1497年10月17・18の両日オーベル・ヴェーゼルにおいてケルン市当局者とライン選帝諸侯の評議会員の間で開かれた「シュターペル会談」の議事録がある。そのきっかけは、同年10月ケルン都市役人がノイス船主相手に行使した強硬手段に対しノイス市当局が苦情書を寄せたが、ケルン側の事情聴取にもかかわらずそれが実を結ばず、やむなく「ライン水流の最高権者」であるライン選帝諸侯に提訴したことにある。それを受けたライン選帝諸侯は、原告のノイス市当局者を交えずにケルン市当局との意見交換をはかった。ケルン側は経済通の市長 G. ヴェーゼルをはじめ 7 名の代表を送り、他方、選帝諸侯側はマインツ大司教の官房(尚書)官のペファー博士を中心に質疑に当たらせている。ケルン・ノイス間のシュターペル抗争のハイライトとなる史料である。

ところで、この議事録は今日、2種類伝来する。一方は、会談の進行と質疑応答の要旨を、下記のように、没主観的に列挙した項目羅列型の文書である。ケルンの新シュターペル法令とノイス提出の苦情書の読み上げ、ケルン市長による反論(古い慣習・法に基づく措置)、「ヴェントゲート」をめぐる質疑応答、「新法令」・苦情書に「新たに企て」が含まれるか否かをめぐる意見交換(一部の解答は留保され後日の解答を約束)、内容は不詳ながら貨幣問題に関する

短い討議⁸⁾。もう一方は、協議内容を時間を追つて克明に書き留めた、いわば「速記録」型の文書である。「評議会代表団からの要請を受けて、市長は適切で礼儀正しい言葉を選びながら答えた」、あるいは「ケルン市参事会の代表団が答弁を行うため昼食後ふたたび市庁舎にやってきたとき、官房官のペファー博士は、選帝諸侯の評議会員・友人達との協議を踏まえつつ、食前にケルン市長の行った説明は十分な根拠があるとは認められず納得できない、と伝えた」の史料証言からも明らかのように、臨場感あふれ、利害当事者のシュターペル観をふんだんに含んだ超一級の史料である。時間の経過を追った質疑応答の概要は、抄訳Ⅲ-③を参照願いたい。

④1480年6月アントウェルペンにおいてケルンとドルトレヒト、ツィルクゼー、アントウェルペン他の低地諸邦都市との間で開催された「鯨」会談をめぐる史料は、これまでとは違つて複数の書簡と法令(草案)からなる。それらは、ケルン・ノイス「抗争」が頂点に達する15世紀末の品質管理問題と密接に関連しており、複数の伝来史料を組み合わせて利用することで、「塩漬け魚の取引拠点」(K-II, 743)ケルンの音頭

8) 1499年に書かれた『ケルン年代記』は、15世紀末の金銀比価の急激な変動と銀貨の貶質とに起因する経済社会的混乱について、次のように伝えている。「この年(1491年)、それに続く年にもグルデン金貨の価値が大きく上昇した。ライン・グルデンは、以前には24-26アルブス(=2シリンク)だったが、毎年28, 29, 30, 31アルブスへと順次価値を高め、その後も留まるところを知らず上昇した結果、39アルブスを経て1499年現在40アルブスとなってしまった。それに加えて、ヴァイスペニヒ(アルブス)貨をはじめ銀貨の銀含有量が著しく少なくなったので、共同体の利益と手工業者に深刻で甚大な損害が生じた」(CS-14, 883)。ケルン市当局は、1474年皇帝フリードリヒ3世から造幣権を付与され、また1493年にライン選帝諸侯の通貨同盟にも参加しており(Irsigler 1975, 301)、恐らく年代記の伝える通貨混亂が議題に載せられたと思われるが、詳細は不明である。

取りで行われる取引ルール形成のプロセスを知ることができ、ひいてはシュターペルにおける「法と現実の乖離」を主張する所説にも反省を迫ることができる。

1480年5月ケルンからドルトレヒト・ツィルクゼー宛の書簡は、ケルン市参事会員のアントウェルペン大市訪問の機会を捉え、懸案となっている鯨樽詰め・塩漬け方法に関する会談の開催を提案し、併せて近隣都市・村落に対する会談への参加の呼びかけも要請した。この場では、国際的な商品・貨幣取引の拠点となっていた大市が、都市要職者の集う場として様々な会談開催の機会ともなっていたことを確認しておきたい⁹⁾。

ところで、1480年6月ケルン代表(市参事会員)からケルン市当局宛の書簡が伝えるように、この「鯨」会談の席上でアントウェルペン・ツィルクゼーの代表から次の提案があった。「都市ケルンはシュターペル法をもっているのだから、ブルグンド世襲大公マクシミリアン様に使節を送り、大公閣下に要請してケルンと他都市が作成した法令(草案)の発布と、(法令徹底のために)徴税官と船乗りに対し特別な誓約を行わせるようにと」。この場では、鯨の生産地・集散地がケルン・シュターペルを認知していた事実に注目したい。とりわけ、1489年10月ライン選帝諸侯の評議会からケルン(ガッフェル)宛の書簡に見える次の表現を併せ考えるとき、シュターペルの円滑な機能にとって不可欠な前

9) 塩漬け魚の消費地の上部ドイツについては、フランクフルト大市が会談の場を提供している。例えば、1470年1月ケルンからマインツ大司教、都市マインツ、シュパイエル、シュトラスブルク、バーゼル、トリーア、メツ、ニュルンベルク、フランクフルト、ビンゲン宛の書簡に従えば、春の大市が鯨の漁獲期をめぐる会談の場として提案されている(K-II, 223-4)。

提として、消費地・生産地双方の合意の重要性が鮮明に浮かび上がるからである。「新設の流通税を撤廃して貴兄らの以前の状況、すなわちシュターペル都市・商業都市に見あった状況で満足すべきです」(K-II, 544-5)。以上の提言を受けての次なるステップは、1480年10月ケルンをはじめ上記4都市による鯨塩漬け・樽詰めに関する法令草案の作成と、ブルグント大公への追認要請である。これに対してブルグント大公は、1481年7月若干の修正後、ホラント、ゼーラント、フリースラントを対象にして「鯨法令」を発布した¹⁰⁾。

このように中世後期下ライン地方の商業ルールは、問題に直面した当事者間の協議・協定締結といった下からの積み上げによって形成されていた。したがって、国王・諸侯の発給した「法令」も、商業的困難の解決をはかる都市の作成したルールの追認に他ならなかったわけで、法令が遵守されようがされまいが、その限りで法令も十分現実を反映していたのである。

(2) 史料抄訳

① 1472年ライン諸都市のシュターペル一覧

1. 「ケルン市民は多くの点でシュターペルをもっている。余所者は、市民以外の余所者に

10) この「鯨法令」は、ケルン市当局を通じて主要な消費地である上部ドイツ諸都市などに通知されたが、都市ニュルンベルクとブリュッヘからは情報伝達方法について興味ある証言が得られる(K-II, 446)。すなわち、これら両都市はそれぞれの周辺諸都市に法令の周知徹底をはかるよう約束するか要請されるかしており、本文中に触れたドルトレヒトとツィルクゼーを経由した周辺都市・村落に対する会談参加の呼びかけともども、各地方の中心都市を核とした情報伝達をうかがわせている。このうち、ニュルンベルクとブリュッヘについては、中世後期に周辺中小都市・村落との間に経済・社会・政治的な相互依存関係で結ばれた「中心地システム」の形成が確認されており、情報のシステム伝達を示唆するものとして銘記する価値がある(佐久間 1999: 河原 1999: 田北 1997a, c)。

葡萄酒を販売してはならず、また荷車でノイズにもたらされた財は、その先ケルンまで荷車で運ぶべきであり、船に積替えて運んではならない。ケルン経由でノイズまで下って葡萄酒を運ぶべく荷車に積込みながら、荷車の積荷をノイズの船に積替えてケルンにもたらすとき、ケルン市民はそれをノイズに返送し、ケルンに持ち込ませないのだから荷車で持ち込むべし。ケルン市民は取引所、起重機、毛織物会館などシュターペルに属するものもっている」(K-II, 279)

2. 「上部ドイツの船主が葡萄酒を積んでライン河を下りケルン経由でノイズまで運ぼうとし、またそこに鯨、燻製鯨、皮、油、他の財を積んだ低地諸邦の荷車が来るので、ノイズにシュターペルを設定しようとする試みがなされた。すなわち、(上部ドイツの) 船主のもたらす葡萄酒は、(荷車) 運搬人に積替え、(低地諸邦の) 運搬人がもたらす財は、ノイズの船に載せてケルンまで運ぼうというのである。この行いは、ケルンのシュターペルに抵触する。つまり、ケルン向けの財を船主は、ケルンから再度ノイズに運ばねばならず、また、これまでのところ荷車に積まれたケルン向けの財はケルンの正規のシュターペル——ケルンの取引所・起重機・毛織物会館、正規のシュターペルに属する全ての施設——にもたらさるべきで、もし、その財がノイズ向けてない限り、ノイズで(積替えを) 行うべきない。この時期も堅持すべきは、荷車でノイズに送られる財は、それから先も船によってではなく荷車によってケルンまで運ぶべきというのである」(Ebenda. 284)

② 1473 年ケルン・ノイズ市当局者の鯨会談記録

[註]、表題「鯨をノイズで積み替えて、そこから船で運ぶこと」

1. 「ノイズ当局者達(市長1名と市参事会員2名)は、彼らが理解していることを次のように説明した。ノイズまで荷車で持ち込まれた鯨をノイズの船主が船に積替えた場合、この都市(ケルン)のために鯨を再度ノイズに運び、ノイズから荷車でケルンまで運ぶべきであり、それ以外の仕方では許されないと」(K-II, 295)
2. 「船主は都市(ケルン)の法に反して行ったということを知らなかったので、都市ノイズのため、そして両都市のために今回は鯨を(そのまま運送することを) 許可下さいますよう。彼らはノイズ市参事会に問題を持ち帰り、協力者ともども同じ事態が再発しないように手配する」
3. 「我ら(ケルン)の市参事会は、この件につき次のように決定し、ノイズの友人達に解答するよう命令した。ノイズ市参事会と両都市の友好のために今回は、彼らが要請したように取り計らうと。このような事態の再発防止のためにノイズ市民・船主に徹底するよう」と」(Ebenda. 295)

③ 1497 年ライン選帝諸侯とケルン当局者のシュターペル会談議事録

前書、「下記の諸点は、栄誉ある(ケルン)の派遣代表、市長のゲルハルト=フォン=ヴェーゼル、現在都市ケルンのレントマイスターであるゲルハルト=フォン=ヴァッサー=ファス、市参事会員のティルマン=フォン=ゼーゲン、ヘルベルト=フォン=ビルゼン博

士、シュティムマイスターのヨハン＝フォン＝エルジヒ、バルトロメウス＝ビーゼおよび尚書官（首席公証人）のヨルゲン＝ゴルトベルク修道士が、マインツ選帝侯の官房（尚書）官ペファーと我らの御寛大なマインツ、トリーア、ケルン、プファルツの4選帝侯の評議会員の立ち会いのもと、オーベル・ウェーゼルの市庁舎の酒房においてイエス・キリストの御生誕後1497年10月17日午前から開かれた（協議内容である）」（K-II, 740）

1. 「最初に、我らのヘルである選帝諸侯は、オーベル・ウェーゼルでの会談の冒頭に苦言もって次の提案を行った。ケルン市参事会は、（市門脇に）掲示された一覧表の写し（「新法令」）から看取できるように、ライン水流と商人の利益に反するような新たな企てをしている。オーベル・ウェーゼルに来た数名の市参事会員に別の苦情書（ノイス苦情書）を手渡し、同時に同じ市参事会員に覚書（ノイス苦情に対するケルンの事情聴取記録）を手渡したこと。当日中に、それらに關してきちんとした解答をよせるように」（Ebenda. 740-1）
2. 「ノイス苦情書に従えば、ケルン市参事会の側に選帝諸侯に責めを負うべきとされているが、苦情書の後半に名の上がった数名の原告は修正を迫られることになりましょう。苦情を寄せられたケルン市参事会の適法・正当性に照らして考えれば、それら原告を召喚されることこそが、神のご意志に適うことになりましょうし、それが行われれば、彼らに対し証拠に裏打ちされた真実を解答し明らかにすることができましょう」（Ebenda. 741）
3. 「（ケルン代表が協議のため一時退出後再び入室したとき）ペファー博士はケルン市長の要請を受けて次のように言った。市参事会が

（シュターペル法令を）更新・修正した後、公然と都市内に掲示させたので、人々が言うように、あるいは人々の噂にも上っているように、ライン水流の最高権者である選帝諸侯から御寛大な処置を受けることが、これまで以上に困難になってしまった。このような状況を踏まえ（ケルン代表から）原告を召喚するように要請されたが、まずもってケルン市参事会に送られ、（今回の抗争の）原因となつた（ノイス苦情書）の写しに十分な解答を求める」（Ebenda. 741）

4. 「ケルン市参事会の意志を伝えれば、そのようなノイス市民の偽りに満ちた苦情が23年前に寄せられていれば4-50万グルденの出費を節約できたろうにと。そのことからもケルン市参事会は、我らを困窮に陥れているこの事態に際し、神のご意志に従って、そもそも援助する心づもりがおありなのか否かご返答を賜りたい（選帝諸侯による窮状救済義務の強調）」（Ebenda. 742）
5. 「新法令」発布の適法性（国王・ケルン大司教の特権に基礎）の主張（抄訳V-②第10項を参照せよ）
6. 「我らの御寛大なヘルである選帝諸侯閣下と、全ての自由・帝国都市の商人・住民たちが、その賞賛すべき法令について詳しい報告を受ければ、上部ドイツと行き来する人々もそれに満足して不満を漏らさなくなるであろう。なぜなら、その法令は、うるべき利益も少ない都市（ケルン）だけでなく、選帝諸侯の領民たちすべてと共同体のすべてが利益をえるのだから。とくに、その種の財を運び、取り扱う人々が、欺かれることなく、ケルン内ではるか以前から現在まで享受してきたように、その法令によって利益・福祉を増進さ

れるのだから。すなわち,『ヴェントグート(湿り気を帯びやすく傷みやすい商品)』,『ドルークヴァーレン(乾燥した商品)』,塩漬け魚の取引拠点として,それら(の容器)を開封し,検査を執り行うことで,その種の財につきものの様々な欺瞞の回避をはかつてきだからである」(Ebenda. 743)

7. 鯨シュターペルを例とした公益性の主張
(史料引用をふくめて,田北2000,を参照せよ)
8. 「ブリターニュから運ばれてくるバイエ(ロワール河口のブルヌーフ湾)産塩は,まずその海辺の場所(都市)で精製されねばならず,次いで良好に精製され混ぜ物がなく不正もないという,信頼できる証明書をもって海船に運ばれる。その後,ライン河船に積替えてケルンまで運ばれるとき,商人はケルン市長の一人に上記のような真正の証書を提示しない限り,(搬入)許可を与えられない。最初に宣誓した仲介人によって誠実に検査・(抜き取り)試験が行われ,次いで供給者に次の誓約をおこなわせる。すなわち,その者が第三者を使ってではなく自分自身の手で運んだのであり,さらに上部ドイツやそれ以外の場所に今後運搬する余所者商人に対し,ヴェストファーレン産,ヴェルル産,その他の劣質塩が混入していないと保証すると」(Ebenda. 744-5)
9. 「ケルン市参事会は,その(油・乳製品)検査のために財の包装に通曉した有徳の信頼できる人物に命じて誠実かつ真剣に対処させており,そのために誓約を行わせている。それも,それらの財が消費される利益共有地(ゲマイン・ラント)全体の利益と福祉のために行うのである」(Ebenda. 745)
10. 「したがって,ケルン市参事会と市参事会

代表団による丁重な懇願——ケルンの名誉と友好が,正当な理由と主張に基づき真実の答弁として示された——を十分にご理解い,御寛大な選帝諸侯がそろって,代表団の報告に満足いただき,そのような根拠なき苦情につき市参事会に罪なきものと,従って御寛大の証をお示し下さいますようお願いする次第です」(Ebenda. 745)

11. 「ケルン市参事会の代表団が食後再び答弁のため市庁舎にきたとき,官房官のペファー博士は,選帝諸侯の評議会員・友人との協議に基づき,食前に市長によって行われた説明につき十分な根拠があるとは認められず納得できないと伝えた」(Ebenda. 746)
12. 市長の解答;これまでの答弁の繰返し(古い法・慣習・特権の明示,「新たな企て」ではないこと)
13. 「シュターペル一覧のなかに,毛織物や他の乾燥商品をはじめ,とくにケルンを通過してライン上下流に送られる財が挙げられているのはなぜか」,『ヴェントグート』とは何か。ケルン市参事会は,それをどのように理解するのか」(Ebenda. 746)
14. 「その一覧表に『ヴェントグート』以外の若干の財が載せられている理由は分からぬ」,「それによって食料品と傷みやすい全ての財,たとえば湿氣るまえに販売すべき調理用香辛料や,所定の期日内に傷みやすい鯨,燻製鯨,魚,バター,チーズなどの財が理解されている」(Ebenda. 746)
15. 「ノイス苦情書」に関する質疑応答(抄訳V-②にまとめておいたので参照願いたい)

文献文献

<刊行史料>

- Groten, M. (hrsg.), 1990, *Beschlüsse des Rates der Stadt Köln 1320-1550*. Bd. V, Düsseldorf.
- Hegel, C. (hrsg.), 1877, *Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrhundert*. Bd. 14, Stuttgart. (CSと略す)。
- Kuske, B. (hrsg.), 1917/34, *Quellen zur Geschichte des Kölner Handels und Verkehrs im Mittelalter*. 4 Bde., Bonn. (K-I/IVと略す)。
- Stein, W. (hrsg.), 1893/95, *Akten zur Geschichte der Verfassung und Verwaltung der Stadt Köln im 14. und 15. Jahrhundert*. 2 Bde., Bonn. (Stein-I, IIと略す)。
- Stein, W. (hrsg.), 1903/07, *Hansisches Urkundenbuch*. Bd. IX, X, Leipzig. (HUB-IX, Xと略す)。

<研究文献>

- Dirlmeier, U., 1987, Mittelalterliche Zoll- und Stapelrechte als Handelshemmnisse? in: Pohl, H. (hrsg.), *Die Wirkungen von Zöllen und anderen Handelshemmnissen auf Wirtschaft und Gesellschaft vom Mittelalter bis zur Gegenwart*. Stuttgart, S.19-39.
- Ebeling, D. / Mager, M. (hrsg.), 1997, *Protoindustrialisierung in der Region. Europäische Gewerbelandschaften vom 16. bis zum 19. Jahrhundert*. Bielefeld.
- Ebeling, D. / Schmidt, M., 1997, Zünftige Handwerkswirtschaft und protoindustrieller Arbeitsmarkt. Die Aachener Tuchregion (1750 bis 1815). in: Ebeling / Mager, (hrsg.), *Protoindustriealisierung in der Region*. Bielefeld, S.321-346.
- Epstein, S. R., 1994, Regional fairs, institutional innovation, and economic growth in late medieval Europe. in: *Economic History Review*, 47-3, p.459-482.
- 1998, Crafts Guilds, Apprenticeship and Technological Change in Preindustrial Europe. in: *The Journal of Economic History*, 58-3, p.684-713.
- Gönnenwein, O., 1939, *Das Stapel- und Niederschlagsrecht*. Weimar.
- Gothein, E., 1895, Rheinische Zollkongresse und Handelsprojekte am Ende des 17. Jahrhunderts. in: *Beiträge zur Geschichte vornehmlich Kölns und der Rheinlande*. Köln, S.361-400.
- Henning, F. W., 1970, Handelsordnung des Mittelalters und der frühen Neuzeit als wirtschaftspolitische Instrument. in: *Scripta Mercaturae*, 2, S.41-66.
- Henning, F. W., 1991, *Handbuch der Wirtschafts- und Sozialgeschichte Deutschlands*. Bd. 1, Paderborn.
- Hickson, C. R. / Thompson, E. A., 1991, A New Theory of Guilds and European Economic Development.
- in: *Explorations in Economic History*, 28, p.127-68.
- Irsigler, F., 1979, *Die wirtschaftliche Stellung der Stadt Köln im 14. und 15. Jahrhundert*. Wiesbaden.
- Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte* (Proto-Industrialisierung). 1998.
- John, W., 1889, Der Kölner Rheinzoll von 1475-1494. in: *Annalen des historischen Vereins für den Niederrhein*, 48, S.9-123.
- Jones, S. R. H., 1993, Transaction costs, institutional change, and the emergence of a market economy in later Anglo-Saxon England. in: *Economic History Review*, 46-4, p.658-678.
- Kiessling, R., 1998, Ländliches Gewerbe im Sog der Proto-Industrialisierung? Ostschwaben als Textillandschaft zwischen Spätmittelalter und Moderne. in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*. S.49-78.
- Krichgässner, B., 1979, *Einführung in die Wirtschaftsgeschichte*. Düsseldorf.
- Kriedte, P. / Medick, H. / Schulzbohm, J., 1998, Eine Forschungslandschaft in Bewegung. Die Proto-Industrialisierung am Ende des 20. Jahrhunderts. in: *JbWG*, S.9-20.
- Kuske, B., 1905, Der Kölner Fischhandel vom 14. -17. Jahrhundert. in: *Westdeutsche Zeitschrift für Geschichte und Kunst*, 24, S.227-313.
- 1914, *Die städtische Handels- und Verkehrsarbeiter und die Anfänge städtischer Sozialpolitik bis zum Ende des 18. Jahrhunderts*. Bonn.
- 1937, Zur Rohstoff- und Stapelpolitik der Reichsstadt Köln. in: *Jahrbuch des Kölnischen Geschichtsvereins*, 19, S.302-11.
- 1939, Der Kölner Stapel und seine Zusammenhänge als wirtschaftspolitisches Beispiel. in: *JbKGV*, 21, S.1-46.
- Leboute, R. (éd.), 1996, *Proto-industrialisation. Recherches récentes et nouvelles perspectives*. Genève.
- Militzer, K., 1985, Wirtschaftsleben am Niederrhein im Spätmittelalter. in: *Rheinische Vierteljahrsschriften*, 49, S.62-92.
- Ogilvie, S. C., 1997, *State Corporatism and Proto-Industry. The Württemberg Black Forest 1580-1797*. Cambridge.
- 岡崎哲二, 1999a『江戸の市場経済』講談社。
- 1999b「取引制度の経済史(パネル・ディスカッション)」『社会経済史学会第68回全国大会報告要旨(於: 京都大学)』。
- 河原温, 1999, 「中世後期フランドル都市史研究の動向」『比較都市史研究』18-1。
- 佐久間弘展, 1999, 『ドイツ手工業・同職組合の研究』創文社。

林 穀, 1997, 『ドイツ中世自治都市の諸問題』敬文堂。
諸田 実, 1960, 「中世都市とギルド制度 —— ドイツを中心とした概観」大塚久雄他編著『西洋経済史講座』第一巻, 岩波書店, 所収。
山田雅彦, 1999, 「ヨーロッパの都市と市場」佐藤次高・岸本美緒編『市場の地域史』山川出版社, 所収。
田北廣道, 1987, 「ドイツ学界におけるプロト工業化研究の現状(1) —— 東ドイツ学界の場合」『商学論叢』32-2。
— 1988, 「14-16世紀大都市・周辺地間の経済諸関係の一側面 —— ケルン甲冑エツンフトの場合」森本芳樹編著『西欧中世における都市・農村関係の研究』九州大学出版会, 所収。
— 1996, 「プロト工業化から手工業地域へ —— 第8回国際経済史会議以降の欧米学界」『経済学研究』62-1/6。
— 1997a, 『中世後期ライン地方のツンフト「地域類型」の可能性 —— 経済システム・社会集団・制度』九州大学出版会。

— 1997b, 「市場史の射程」『社会経済史学』63-2。
— 1997c, 「中世後期ケルン空間における経済・社会・制度 —— 社会統合論としての『市場史』研究に向けて」『社会経済史学』63-2。
— 1997d, 「西欧工業化期の経済と制度 —— 第二世代のプロト工業化研究の成果に寄せて」伊東弘文編著『現代経済システムの展望』九州大学出版会, 所収。
— 1998/99, 「中世後期ケルン空間の流通と制度 —— シュターベル研究序説」(1)(2)『経済学研究』65-4, 65-5。
— 1999, 「中世後期下ライン地方の流通と制度 —— 15世紀前半ゲルデルン戦争期のケルン空間」『商学論叢』43-3。
— 2000, 「中世後期ケルン空間における「市場」統合と制度 —— 15世紀ケルン・ノイスクレーフのシュターベル抗争を素材として」田北廣道編著『中・近世西欧における社会統合の諸相』(印刷中)九州大学出版会, 所収。

〔九州大学経済学部教授〕